



整備事業場認定の効力停止通知書

協栄マリンテクノロジー株式会社
代表取締役 高倉 恒夫 殿

下記の整備事業場について、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条第2項の規定に基づき、その事業場認定の効力を下記に定める間停止する。

記

1. 整備事業場認定書の番号
第22号、第568号及び第569号
2. 認定に係る事業場の名称及び住所
協栄マリンテクノロジー株式会社 福山営業所
広島県福山市南手城町四丁目21番6号
3. 効力を停止する期間
平成30年11月2日付国海査第293号において指示する改善事項が履行されたことが確認されるまでの間

平成30年11月2日

中国運輸局長 土肥 豊





降下式乗込装置サービス・ステーション証明の効力停止通知書

協栄マリンテクノロジ株式会社
代表取締役 高倉 恒夫 殿

下記サービス・ステーションは、降下式乗込装置サービス・ステーション証明書備考（２）の規定に基づき、その証明の効力を下記に定める間停止する。

記

1. 証明書の番号
平成18年4月26日付尾海査第18号
2. 証明に係るサービス・ステーションの名称及び住所
協栄マリンテクノロジ株式会社 福山営業所
広島県福山市南手城町四丁目21番6号
3. 効力を停止する期間
平成30年11月2日付国海査第293号において指示する改善事項が履行されたことが確認されるまでの間

平成30年11月2日

中国運輸局尾道海事事務所長 迫田 武利

